
QA26 「特定避難勧奨地点」から避難をした場合、支援は受けられるのですか

受けられます。

既に福島県全域が災害救助法の適用対象となっておりますので、「特定避難勧奨地点」から避難した場合も、この枠組みの下で、支援措置の対象となります。

モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置などについての説明や、避難した世帯に対する被災証明の発行は、市町村が行います。

出典：首相官邸ウェブサイト「東日本大震災への対応」より作成

公表日：2011年7月1日

更新日：2012年12月25日